

入札監理小委員会における審議結果報告 「厚生労働省 労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務」

厚生労働省の労働補償業務に関する各種債権の納入督促業務及び債権回収業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要（資料 A - 1）

○ 事業概要

労災保険制度において、労災保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合、政府は被災労働者に対して支払った労災保険給付額を限度としてその被災労働者の有する第三者に対する損害賠償請求権を代位取得することになる。

これらの収納未済債権額は 200 億円以上となっており、これらの債権を有する都道府県労働局（以下「労働局」という。）において、債権回収に向けた債務者への督促業務や担当弁護士等との折衝が大きな負担となっている。

本事業は、このような状況にかんがみ、この債権回収等業務を委託することにより、労働局の負担軽減及び収納未済債権の効率的な回収等を図る。

○ 事業期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間

(2) 選定の経緯等

令和 4 年 7 月の基本方針において、「労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務」を事業選定。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組

【論点】

一者応札が継続しており競争性の確保に課題。

【対応】

- 1 サービスの質の設定として、目標値を設定 (5/103)
- 2 契約期間の複数年化 (6/103) (21/103)
- 3 仕様書の業務内容の実施手順を柔軟化 (22/103) (25/103) (29/103)
- 4 評価基準を明確化 (97/103)
- 5 説明会の開催 (8/103)
- 6 事業実績を Web で公表
- 7 業務引継ぎ・準備期間の確保

3. 実施要項（案）の審議結果

実施要項等の記載内容について、求められる業務内容・水準について新規参入者の予見可能性を向上させる等の観点からの意見を受けて、実施機関において検討し、対応が行われた主な事項は以下のとおり。

- 1 訴訟提起にかかる対応は業務内容に含まれないことを明記した。(5/103)
- 2 「1.2.サービスの質の設定」に記載の回収目標値を下回ったとしても委託費の減額は行わないことを追記した。(6/103)
- 3 債権の発生時期、納付の有無等の区分ごとに目標値を設定することについては、当該区分に沿った内容で受託者へ報告を求めることを明記し、今期事業において実績を整理した上で、次期事業期間に向けて引き続き検討することとした。(26/103) (28/103)
- 4 消滅時効を迎えた債権については、その取扱いを労働局と対応を協議すること等を追記した。(25/103)
- 5 弁護士・弁護士法人以外の民間企業が代表者以外の構成員になり、グループとして参加の有無について、可能であることを追記した。(7/103)
- 6 委託される債権回収等にかかる業務負担の見通しが容易になるよう、労働局から受託者に送付することとされる「③事案の概要やこれまでの債務者との接触状況及び納付の経過等が分かる資料」の例を示すとともに、その一部様式を添付することにした。(26/103)
- 7 要求水準とされる「債権の全部又は一部納付」に向けて行うべき債務者との折衝の頻度や回数等は予め一律的に示し難いことから、受託者が行うべきこれらの対応については、事案の状況に応じて労働局と協議する事項であることを追記した。(27/103)
- 8 目標値を上回る可能性がある提案が出てくるように、充実した業務実施体制を備えた提案者について高い評価が行えるような配点の見直しを行った。(97/103)
- 9 弁護士による法的見解等を踏まえて行うこととされる「第三者行為災害事務に係る法務相談業務」の過去の実績件数を追記した。(29/103)

4. パブリックコメントの対応

令和4年10月5日（水）から令和4年10月19日（水）まで、パブリックコメントを実施したところ、4者から15件の意見等が寄せられ、7カ所の修正を行った。

5. その他

調達は、東日本ブロックと西日本ブロックの2区分で実施。